

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	業者番号
東亜工業(株)	つくば市沼田 998	2-023876

注) 業者番号「2-」は茨城県知事許可業者の有資格業者番号をそれぞれ表す。

2 指名停止等措置期間

令和 6 年 12 月 19 日 ～ 令和 7 年 1 月 18 日 (1 か月)

(※入札参加資格を有しない「(有)本谷土建興業(龍ヶ崎市 2839-5)」は指名停止措置の対象ではないが、今後有資格業者となった場合、この指名停止措置期間の始期から 1 か月間の指名停止措置を行う。「茨城県建設工事等指名停止措置要領(平成 6 年 7 月 14 日付け監第 692 号。以下「指名停止等措置要領」という。)第 11 条第 2 項」)

3 指名停止措置の適用範囲 茨城県が発注する建設工事

4 事実概要

東亜工業(株)及び(有)本谷土建興業は土浦土木事務所発注の一級河川桜川(つくば市北太田地先)の河川維持修繕工事において、令和 6 年 9 月 28 日、振動ローラーの運転を法定事項に定めた作業計画にない作業員に運転させるなど不適切な安全管理の措置により、作業員が重傷を負う事故を生じさせた。

5 指名停止理由

東亜工業(株)が、安全管理措置の不適切により作業員が重傷を負う事故を生じさせたことは、指名停止等措置要領別表第 1 第 7 号ウに該当する。

<指名停止等措置要領 別表第 1 >

措 置 要 件	期 間
(工事関係者事故) 7 県工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。 ア、イ (略) ウ 工事関係者に複数の負傷者を生じさせたとき、又は重傷者が生じたとき。 エ (略)	1 ヶ月～2 ヶ月

問 い 合 わ せ 先

茨城県土木部監理課建設業担当
 茨城県水戸市笠原町 9 7 8 - 6
 電話 0 2 9 - 3 0 1 - 4 3 3 4 (ダイヤルイン)